

(高齢者用)

インフルエンザ予防接種を受ける前によくお読み下さい。

== 福岡市 ==

一 般 的 注 意

※インフルエンザ予防接種は、接種を受ける法律上の義務はないため、有効性や副反応などについてよく理解された上で、自らの意思で接種を希望される方のみに行います。

※予防接種の安全性の確保と、接種後の副反応被害を回避するため、健康状態や体質などをきちんと医師に伝えましょう。

気にかかることや分からないことがあれば、予防接種を受ける前に担当の医師や保健福祉センター（保健所）健康課にお尋ねください。

インフルエンザ予防接種の有効性

インフルエンザ予防接種の有効性は世界的にも認められ、高齢者の発病防止や特に重症化防止に有効であることが確認されています。

なお、予防接種を受けてからインフルエンザに対する抵抗力がつくまでに2週間程度かかり、その効果が十分に持続する期間は約5か月間とされています。より効率的に有効性を高めるためには、毎年インフルエンザが流行する前の12月中旬までに1回接種を受けておくことが必要です。

予防接種を受ける前に

予診票は接種をする医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。基本的には、接種を受けるご本人が責任をもって記入し、正しい情報を接種医に伝えてください。

(1) 予防接種を受けることができない人

①明らかに発熱のある人

一般的に、体温が37.5℃以上の場合を指します。

②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人

急性の病気で薬を飲む必要のあるような人は、その後の病気の変化が分からなくなる可能性もあるので、その日は見合わせるのが原則です。

⇒⇒裏面へ続きます

- ③ 今までインフルエンザ予防接種によって、アナフィラキシーを起こしたことが明らかな人
「アナフィラキシー」というのは通常接種後約30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。発汗、顔が急にはれる、全身にひどいじんましんが出る、吐き気、嘔吐(おうと)、声が出にくい、息が苦しいなどの症状に続き、血圧が下がっていく激しい全身反応です。
- ④ 前にインフルエンザの予防接種を受けたとき、接種後2日以内に発熱のみられた人及び全身性発疹(ほっしん)等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある人
- ⑤ その他、医師が不適當な状態と判断した場合

(2) 予防接種を受けるに際し、担当医師とよく相談しなくてはならない人

- ① 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患を有する人
- ② 過去にけいれんの既往のある人
- ③ 過去に免疫不全の診断がされている人及び近親者に先天性免疫不全症の人がいる人
- ④ 間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系疾患を有する人
- ⑤ 接種する接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある人

そ の 他

(1) 副反応が起こった場合

予防接種の注射の跡が、赤みを帯びたり、はれたり、痛んだりすることがあります。また、わずかながら熱が出たり、寒気がしたり、頭痛、全身のだるさなどがみられることもありますが、通常これらは2～3日のうちに治ります。その他に、強い副反応として接種後数日から2週間以内に発熱、頭痛、けいれん、運動障がい、意識障がいの症状が現れる等の報告があります。非常にまれですが、ショックやじんましん、呼吸困難などが現れることもあります。また、予防接種と同時に、他の病気がたまたま重なって現れることがあります。

予防接種を受けた後、このような接種した部位の異常な反応や、体調の変化などが現れたら、速やかに医師(医療機関)の診察を受けてください。

そのほか、分からない時はお住まいの区の保健福祉センター(保健所)健康課にお尋ねください。

(2) 予防接種による健康被害の救済措置

予防接種を受けた人が、疾病にかかり、障がいの状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障がい又は死亡が当該予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、救済が行われます。